

目 次

ファイル4 (78~115 ページ)

人権・外国人対応

(21)名古屋法務局、(22)外国人在留総合インフォメーションセンター（名古屋出入国在留管理局）、(23)国際交流協会（愛知県・市町村）

医療・福祉

(24)精神保健福祉センター、(25)障害者更生相談所（知的・身体）、(26)福祉事務所、(27)保健所、(28)市町村保部門、(29)社会福祉協議会、(30)地域包括支援センター、(31)医療機関、(32)一般社団法人愛知県臨床心理士・公認心理士会、(33)一般社団法人愛知県社会福祉士会、(34)一般社団法人愛知県精神保健福祉士協会

就労関連

(35)労働基準監督署、(36)公共職業安定所、(37)総合労働相談コーナー、(38)独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部中部職業能力開発促進センター、(39)公共職業能力開発施設、(40)障害者就業・生活支援センター

女性・子ども

(41)配偶者暴力相談支援センター、(42)女性センター/男女共同参画センター、(43)女性相談支援センター、(44)女性自立支援施設、(45)民間シェルター、(46)性暴力救済センター日赤なごやなごみ (47)児童相談所、(48)児童家庭支援センター、(49)乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設、(50)母子生活支援施設、(51)ファミリー・サポート・センター、(52)教育委員会、(53)小・中・高等学校、(54)独立行政法人日本スポーツ振興センター（名古屋支所）

交通事件

(55)交通事故相談所、(56)愛知県交通安全活動推進センター、(57)公益財団法人日弁連交通事故相談センター、(58)公益財団法人交通事故紛争処理センター名古屋支部、(59)一般社団法人日本損害保険協会（そんぽ ADR センター）、(60)一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構、(61)独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）（名古屋主管支所）、(62)公益財団法人交通遺児等育成基金、(63)公益財団法人交通遺児育英会

その他

(64)暴力追放運動推進センター、(65)消費生活センター、(66)金融 ADR 指定紛争解決機関、(67)社会福祉法人愛知いのちの電話協会、(68)自殺防止センター、(69)年金事務所、(70)全国健康保険協会愛知支部、(71)税務署

(21)法務局・地方法務局(名古屋法務局)

(組織の紹介)

全国の法務局・地方法務局及びその支局では、人権相談所を設置し、様々な人権問題について相談に応じています。人権侵害の疑いのある事案については、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。

人権相談所

(支援概要)

法務局職員や法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が、人権相談に応じています。

(専門窓口) 名古屋法務局及びその支局(愛知県内の法務局 (ファイル7 参考資料3 参考3.8))

0570-003-110 (みんなの人権 110 番)

受付時間/平日 午前8時30分から午後5時15分まで

こどもの人権 110 番

(支援概要)

全国共通のフリーダイヤルでこどもの人権問題に関する相談に応じています。

(専門窓口) 0120-007-110 受付時間/平日 午前8時30分から午後5時15分まで

女性の人権ホットライン

(支援概要)

全国共通のナビダイヤルで女性の人権問題に関する相談に応じています。

(専門窓口) 0570-070-810

受付時間/平日 午前8時30分から午後5時15分まで

外国人のための人権相談所

(支援概要)

以下の窓口及び全国共通のナビダイヤルで日本語を自由に話せない方からの人権相談に応じています。

(専門窓口) 名古屋法務局及びその支局(愛知県内の法務局 (ファイル7 参考資料3 参考3.8))

0570-090911 (外国語人権相談ダイヤル)

受付時間/平日 午前9時から午後5時まで

(対応言語) 英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語

ネパール語、スペイン語、インドネシア語及びタイ語

インターネット人権相談受付窓口

(支援概要)

法務省ホームページ上にパソコン、スマートフォン、携帯電話いずれも使用可能なインターネットによる人権相談受付窓口で、24時間相談を受け付けています。

(専門窓口) <https://www.jinken.go.jp/>

SNS（LINE）による人権相談

（支援概要）

LINE公式アカウント「法務局LINEじんけん相談」で、人権相談を受け付けています。
（専門窓口）公式アカウント（@linejinkensoudan）

受付時間／平日 午前8時30分から午後5時15分まで

名古屋法務局 本文以外の連絡先等（ファイル7 参考資料3 参考3.8参照）

所在地等	https://houmukyoku.moj.go.jp/nagoya/
参考資料	○法務省人権擁護局HP： https://www.moj.go.jp/JINKEN/

(22)外国人在留総合インフォメーションセンター(名古屋出入国在留管理局)

（組織の紹介）

入国手続や在留手続等に関する各種問い合わせに応じています。訪問によるお問い合わせに日本語だけでなく、外国語（英語、韓国語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語）でも対応しています。

なお、電話によるお問い合わせについては、全国共通番号により外国人在留総合インフォメーションセンター（東京出入国在留管理局）で対応しています（英語、韓国語、中国語、スペイン語）。

電話番号 0570-013-904

（IP, PHS, 海外：03-5796-7112）

平日 午前8時30分から午後5時15分まで（祝日、年末年始を除く）

相談受付

（支援概要）

外国人からの相談に対して、在留期間の更新などの手続に係る案内などを行っています。
詳細については、以下を参照。

- ・法務省出入国在留管理局庁

<http://www.immi-moj.go.jp/>

名古屋出入国在留管理局の連絡先等

所在地	〒455-8601 愛知県名古屋市港区正保町五丁目18
電話	TEL052-559-2150（代表）

(23)国際交流協会(愛知県・市町村)

（組織の紹介）

諸外国との友好親善、相互理解を目指し、この地域の国際化、住民参加の国際交流・協力、多文化共生の推進を図ることを目的としています。

相談等

(支援概要)

外国人住民の生活に関する相談及び情報提供等を行っています。

(問合せ先) 県・市町村の国際交流又は多文化共生担当課

(市町村の担当窓口については、ファイル6 参考資料2 No.42 参照)

公益財団法人 愛知県国際交流協会 (あいち多文化共生センター) の連絡先等

所在地	〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目6-1 愛知県三の丸庁舎内
電話/FAX	TEL052-961-8744 FAX052-961-8045
支援概要	<p>○多文化ソーシャルワーカーによる相談・情報提供 月～土曜日 10:00～18:00 (祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く) (ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語・フィリピン語/タガログ語・ベトナム語・ネパール語・インドネシア語・タイ語・韓国語・ミャンマー語・ロシア語・ウクライナ語・日本語の14言語に対応) TEL052-961-7902</p> <p>※複雑な問題に対しては、多文化ソーシャルワーカーによる継続した支援を行います。</p> <p>○外国人のための弁護士相談(予約制) 毎月第2・4金曜日 13:00～16:00(祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く) (ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語・フィリピン語/タガログ語・ベトナム語に対応) TEL052-961-7902</p> <p>○外国人のための専門相談(予約制) 在留関係: 毎月第3水曜日 13:00～17:00 (祝日の場合は翌週の同一曜日) 労働関係: 毎月第2月曜日 13:00～17:00 (祝日の場合は翌週の同一曜日) 消費生活関係: 毎月第4月曜日 13:00～16:30 (祝日の場合は翌日の火曜日) (いずれもポルトガル語・スペイン語・英語・中国語・フィリピン語/タガログ語・ベトナム語・ネパール語・インドネシア語・タイ語・韓国語・ミャンマー語・ロシア語・ウクライナ語・日本語の14言語に対応)</p>
参考資料	○愛知県国際交流協会 (あいち多文化共生センター) HP: http://www2.aia.pref.aichi.jp/sodan/j/sodancorner.html

公益財団法人 名古屋国際センターの連絡先等

所在地	〒450-0001 愛知県名古屋市中村区那古野一丁目47-1 名古屋国際センタービル3F
電話/FAX	TEL052-581-0100 FAX052-571-4673
支援概要	<p>○外国人行政相談 (日本語・英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語・韓国語・フィリピン語・ベトナム語・ネパール語・インドネシア語・タイ語) 火～日 10:00～17:00 (言語により曜日・時間が異なります。) TEL052-581-0100 FAX052-571-4673</p> <p>○外国人のための行政書士による相談(予約制) (英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語・ハンガール語・フィリピン語・ベトナム語・ネパール語・インドネシア語・タイ語) 水、日 13時～17時 (言語により曜日・時間が異なる。) TEL052-581-0100</p> <p>○外国人法律相談 (WEB 予約制) (英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語) 毎週土曜日 10:00～12:30 TEL052-581-0100</p> <p>○外国人こころの相談(予約制) (英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語) 日時等詳細については予約時に相談 TEL052-581-0100</p>

	火～日曜日 9時～17時 TEL052-581-0100 ○名古屋出入国在留管理局による相談（予約制）（英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語・ハンデル・フィリピン語・ベトナム語・ネパール語） 毎月第4土曜日 13時～17時 TEL052-581-0100 ○難民相談（予約制）（英語等）毎週木曜 TEL078-361-2361
参考資料	○国際センターHP： https://www.nic-nagoya.or.jp/

(24)精神保健福祉センター(愛知県・名古屋市)

(組織の紹介)

精神保健の向上や精神障害者の福祉の増進を図るための機関で、精神保健福祉に関する知識の普及、調査研究、相談指導など精神保健に関する広範囲な活動を行っています。

相談業務

(支援概要)

心の健康相談、精神医療に係る相談、社会復帰相談を始め、アルコール、薬物、ギャンブル、思春期、ひきこもりに関する相談等、幅広く精神保健福祉全般の相談を実施しています。

愛知県精神保健福祉センター ※名古屋市を除く愛知県にお住まいの方を対象

所在地	〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目2-1 東大手庁舎8階
電話/FAX	TEL052-962-5377 FAX052-962-5375 月～金（除祝日、年末年始）午前9時～正午、午後1時～午後4時30分
面接相談	TEL052-962-5377 精神保健福祉相談（要予約） 自死遺族相談（要予約） ひきこもり専門相談（要予約）専用電話 TEL052-962-3088
電話相談	○ あいちこころほっとライン365 TEL052-951-2881 開設時間：毎日午前9時～午後8時30分 ○ 精神保健福祉相談 TEL052-962-5377 開設時間：月～金（除祝日、年末年始） 午前9時～正午、午後1時～午後4時30分 ○ ひきこもり相談専用電話 TEL052-962-3088 開設時間：月～金（除祝日、年末年始） 午前9時～正午、午後1時～午後4時30分 ○ アルコール専門相談 TEL052-951-5015 開設時間：月～金（除祝日、年末年始） 午前9時～正午、午後1時～午後4時30分 ○ ギャンブル等依存症の電話相談 TEL052-951-1722 開設時間：月～金（除祝日、年末年始） 午前9時～正午、午後1時～午後4時30分
メール相談	「ひきこもり相談」 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/seishin-c/soudan-mail.html
参考資料	○県精神保健福祉センターホームページ： https://www.pref.aichi.jp/soshiki/seishin-c/

名古屋市精神保健福祉センターこころば ※名古屋市内に在住、在勤、在学の方を対象

所在地	〒453-0024 愛知県名古屋市中村区名楽町四丁目7-18
電話/FAX	TEL:052-483-2095 FAX:052-483-2029 月～金（祝日、年末年始を除く）午前8時45分～午後5時15分
面接相談	TEL:052-483-2095 ○思春期精神保健相談（予約制） ○自死遺族相談（予約制） ○依存症相談（依存症相談窓口専用電話 TEL052-483-3022） ○ひきこもり相談（予約制） 名古屋市ひきこもり地域支援センターを開設して実施 （問合せTEL052-483-2077）
こころの健康電話相談	TEL052-483-2215 開設時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午後0時45分～午後4時45分
参考資料	○名古屋市精神保健福祉センターHP： https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/shougai/sha/1016579/1016586/index.html

(25)障害者更生相談所(知的・身体)(愛知県・名古屋市)

(組織の紹介)

障害者更生相談所は、知的・身体障害のある方の社会参加と自立を図るために専門的な援助を行うとともに、医学的・心理学的・職能的判定を行っています。また、県内の市町村の知的・身体障害者福祉行政推進のための専門的技術的側面を支える中枢的機関としての役割を担っています。

※ 障害者福祉に関する愛知県のHP：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/>

参考資料等：福祉ガイドブック

知的障害のある方の相談

(支援概要)

知的障害のある方の自立と社会参加のための相談を受けています。

- ・18歳以上の方の療育手帳の発行に関すること（名古屋市は愛護手帳）
- ・医学的、心理学的及び職能的判定と必要な指導に関する事など

身体障害のある方の相談

(支援概要)

身体障害者手帳をお持ちの方の自立と社会参加のための相談を受けています。

- ・身体障害者手帳の発行に関する事
(中核市（豊橋市・岡崎市・一宮市・豊田市）は中核市において実施)
- ・18歳以上の方の医学的及び職能的判定と必要な指導に関する事
- ・18歳以上の方の補装具の処方及び適合判定に関する事など

(連絡先) ファイル7 参考資料3 参考3.10 参照

※ 名古屋市以外にお住まいの方：愛知県の児童・障害者相談センター

※ 名古屋市内にお住まいの方：名古屋市の知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所

(26)福祉事務所(市区・愛知県)

(組織の紹介)

都道府県及び市に設置が義務づけられた「福祉に関する事務所」で、生活保護法、生活困窮者自立支援法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成や更生の措置に関する事務を行っています（都道府県の設置する福祉事務所については、生活保護法、児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する事務となります。）。

相談・援護

(支援概要)

生活保護等に関する福祉全般の相談業務等を行っています。

生活保護制度

(支援概要)、(対象要件等)

生活に困窮している方で、資産・稼働能力等を全て活用しても、基準とされる最低限度の生活を維持できない場合に、その不足分について保護費を支給するとともに、自立に向けた支援を行います。

(窓口) 福祉事務所 (ファイル7 参考資料3 参考3.9)

(ファイル6 参考資料2 No48)

(27)保健所(愛知県・名古屋市・豊橋市・岡崎市・一宮市・豊田市)

(組織の紹介)

健康に関する住民からの相談に幅広く対応するため、地方公共団体（都道府県や政令市や中核市）が設置する機関です。医師、保健師、栄養士、精神保健福祉相談員等の専門職が働いており、心身の状況に総合的に対応することができます。

相談業務

(支援概要)

身体的・精神的な健康に関しての不安や不調に関して、問題の整理をしながら、必要に応じて、適切な医療機関の紹介を行います。

相談者が、保健所に電話をしたり、来所した場合に相談に乗ることはもちろんですが、相談内容や相談者の状況に応じて、必要な場合には、保健師等が自宅に訪問をして相談に乗ることもできます。

また、特に大規模な災害や事件等におけるPTSD等の精神的な課題に関しては、初期の対応のみならず、中長期的な支援も行っており、医療機関や市町村と協力しながら継続的に、相談に乗ることができます。

また、被害者の方のみならず、被害者を支援する方の相談に応じることもできます。

(このほか本書では、特定感染症検査(HIV抗体検査・梅毒血液検査等)と自立支援医療を紹介しています。)

(窓口) 保健所 (ファイル7 参考資料3 参考3.11)

(ファイル6 参考資料2 No.19・14)

(28)市町村保健部門

(組織の紹介)

市町村の保健部門では、健康相談、保健指導及び健康診査、その他地域保健に関する必要な事業を行っています。保健所がより広域的・専門性の高いサービスや健康危機管理の対策を行う技術的拠点であるのに対して、市町村保健センターは地域住民のための健康づくりの場・直接サービスの場という役割を担っています。

相談業務

(支援概要)

保健師、栄養士等の専門職員が、健康相談に応じます。

(窓口) 市町村保健 部門 (ファイル7 参考資料3 参考3.12)

(ファイル6 参考資料2 No.52)

(29)社会福祉協議会(愛知県・市区町村)

(組織の紹介)

地域福祉の推進を目的とする事業の企画・実施しています。

福祉サービスの提供等

(支援概要)

高齢者・障害者等に対して、機関やボランティア等と車いすの無料貸し出しや配食サービスを始めとする福祉サービスを提供する他、ボランティアセンターの運営や各種相談支援事業を行っています。

※ 支援にかかる費用の一部負担があります。

日常生活自立支援事業

(支援概要)

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち自らの判断能力に不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理等を行っています。

※ 支援にかかる費用の一部負担があります。

(対象要件等)

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が低下している方（成年後見制度対象者は除く。）

生活福祉資金貸付制度

失業者等を総合的に支援するための資金や、教育支援資金、福祉資金（緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合のための緊急小口資金など）といった生活に必要な資金について無利子又は低利で貸付を行っています。

(窓口) 市区町村社会福祉協議会 (ファイル7 参考資料3 参考3.13)

(ファイル6 参考資料2 No.49)

福祉サービスに関する相談業務

(支援概要)

福祉サービスに関する相談・苦情の受付を行っています。苦情に関しては、福祉サービスについて中立的立場から助言・あつせんを行っています。

(窓口) 愛知県社会福祉協議会運営適正化委員会

(福祉サービスの苦情相談を行う社会福祉協議会もあります。)

愛知県社会福祉協議会の連絡先等

所在地	〒461-0011 愛知県名古屋市中区白壁一丁目 50 番地 愛知県社会福祉会館内
電話/FAX	Tel052-212-5500 FAX052-212-5501
運営適正化委員会	Tel052-212-5515 FAX052-212-5514
参考資料	〇県社会福祉協議会HP : http://www.aichi-fukushi.or.jp/

(30)地域包括支援センター(市区町村)

(組織の紹介)

市町村や、市町村から受託した法人が設置する機関で、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるように、保健、医療、福祉等の関係連携し、総合相談支援、権利擁護、介護予防等に関する業務を行っています。愛知県内では、244 か所（全市区町村をカバー）が活動中です。（令和8年4月1日現在）

総合相談支援業務

(支援概要)

高齢者を対象とし、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげるなどの、総合的な相談・支援を行います。

権利擁護業務

(支援概要)

高齢者の人権や財産を守る権利擁護業務や、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応、消費者被害の防止等に関する支援を行います。

(窓口) 地域包括支援センター (ファイル7 参考資料3 参考3.14)

(ファイル6 参考資料2 No50)

(31)医療機関(病院・診療所等)

(組織の紹介)

医療を提供する場として、病院、診療所等が存在します。病院とは病床を20床以上保有する施設であり、診療所は19床以下の施設のことをいいます。

厚生労働省の「医療情報ネット」において、医療機能に関する一定の情報についてインターネット等で住民が利用しやすい形で提供しています。

医療情報ネット：

<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>

インターネット環境がない方は、愛知県医療安全支援センター (TEL052-954-6311) で登録施設をお調べしています。

医療の提供等

(支援概要)

医療を受ける者の心身の状況に応じて、良質かつ適切な医療を提供します。

また、必要に応じて、他の医療提供施設等を紹介します。

性犯罪被害者への対応

(支援概要)、(対象要件等)

負傷の確認、緊急避妊(性被害を受けてから経過時間が72時間以内の人に有効)を行います。

産婦人科医会では、警察との連携体制の強化、性犯罪被害者対応マニュアルの作成などを通じて、各産婦人科において被害者に対し適切に対応がなされるよう努めています。

(連絡先) 産婦人科 (すべての病院で対応できるわけではないので、可能な限り警察署を通した方がよい。)

(ファイル2 P24)

(32)一般社団法人 愛知県臨床心理士・公認心理士会

(組織の紹介)

臨床心理士とは、1) 臨床心理検査、2) 臨床心理面接・心理療法、3) 臨床心理的地域援助、および4) それらの調査・研究といった、主に4つの仕事に従事する人びとのことをいいます。臨床心理士・公認心理士会は、県内在住・在勤の臨床心理士によって構成されており、会員の多くが国家資格である公認心理師資格を保有しています。会として臨床心理士の資質の向上に努めるとともに、関係機関・団体と連携した活動の一つとして被害者支援に携わりたいと考えています。

一般社団法人 愛知県臨床心理士・公認心理士会HP : <http://www.asccp.jp/>

電話相談・カウンセリング

(支援概要)

愛知県臨床心理士・公認心理士会として直接相談にあたりたり、心理士の個別紹介を行ったりするわけではありませんが、会所属の臨床心理士が民間の被害者支援団体や市町村の相談窓口および電話相談窓口にて面接相談を担当しています。

※ 原則として相談料が必要です。

自助グループ支援

(支援概要)

電話相談同様会所属の臨床心理士が民間の被害者支援団体と連携して、自助グループの形成や活動の支援を行っています。

愛知県臨床心理士・公認心理士会の連絡先等

所在地	〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目 17-29 丸の内 ia ビル 2F
FAX 等	FAX 052-971-5564 Email : office@asccp.jp

(33)一般社団法人 愛知県社会福祉士会

(組織の紹介)

「社会福祉士」は、「社会福祉士及び介護福祉士法」で位置づけられた、社会福祉相談援助業務に携わる人の国家資格です。以下のような場所で、福祉に関する相談援助業務などを行っています。

- ・児童福祉法関係施設 (児童相談所、養護施設、障害児支援施設等)
- ・障害者総合支援法関係施設 (障害者相談支援事務所・障害者支援施設等)
- ・老人福祉法関係施設 (老人ホーム等)
- ・介護保険法関係施設 (地域包括支援センター等)
- ・生活保護関係施設 (救護施設、更生施設等)

- ・社会福祉法関係事業所（福祉事務所、社会福祉協議会等）
- ・母子・寡婦福祉法関係施設（母子福祉センター等）
- ・医療法関係施設（病院等）

社会福祉士会は、社会福祉士からなる専門職団体で、福祉・医療・保健・行政・教育・司法等の関係機関と連携し、福祉分野の支援を必要とする方の権利を擁護し、生活の支援をしています。

成年後見人等の紹介・受任

（支援概要）

行政や関係機関と連携し、被害者の生活再建に向けての相談、福祉サービスの利用調整等の支援をします。

また、判断能力が不十分で特に福祉的視点での関わりが必要な高齢者や障がい者の成年後見人候補者の推薦も行っています。

※ 家庭裁判所の審判によって定められる額の後見人報酬が必要となります。

愛知県社会福祉士会の連絡先等

所在地	〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸一丁目7番2号 桜華会館南館 1階 一般社団法人愛知県社会福祉士会 事務局
電話/FAX	TEL052-202-3005 FAX052-202-3006 対応時間：平日 10:00～17:00 Email : acsw@aichi.email.ne.jp 一般社団法人愛知県社会福祉士会HP : http://www.aichi-acsw.or.jp/

(34)一般社団法人 愛知県精神保健福祉士協会

（組織の紹介）

「精神保健福祉士（PSW）」は、精神保健福祉領域のソーシャルワーカーの国家資格です。広く国民の精神健康保持（メンタルヘルスケア）に資するために、以下のような機関に所属し相談に応じています。

- ・医療機関（精神科病院、精神科クリニック等）
- ・生活支援施設（介護給付、訓練等給付、地域生活支援や相談支援事業を行う施設）
- ・福祉行政の関連機関（保健所、都道府県・区市役所、児童相談所など）
- ・その他（社会福祉協議会、企業内産業保健担当部署、保護観察所、矯正施設など）

精神保健福祉士協会は、精神保健福祉士を中心に構成されている団体で、福祉・医療・保健・司法・教育・雇用の関係各機関や団体との連携や協力のもとに、保健及び福祉的支援を必要とする方が、安心して地域生活を送れるように支援しています。

被害者支援については、自然災害の被災者や事故、配偶者からの暴力や虐待、犯罪などの被害者に対する支援を行ってきた実績があります。特に医療、経済、居住、家庭、職業などの諸課題について一緒に考え、改善に向け共に取り組んでいきます。

精神保健福祉の相談業務

(支援概要)

・自治体や民間の関係機関、団体と連携し、被害者の精神保健医療福祉に関するケアを行います。特に精神疾患や精神障害を有する方の支援や、生活困難状況が長引く中でのメンタルケア、生活支援等を行います。

(一社) 愛知県精神保健福祉士協会の連絡先等

所在地	〒460-0022 愛知県名古屋市中区金山一丁目2番24号ロンシャン金山502号
電話/FAX	Tel052-684-6148 FAX052-684-6145
参考資料	(一社) 愛知県精神保健福祉士協会HP : http://aichi-psw.com

(35)労働基準監督署

(組織の紹介)

労働基準法のほか、労働安全衛生法、じん肺法、最低賃金法、家内労働法、賃金の支払の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法等の法令等に基づき、労働条件確保・改善の指導、安全衛生の指導、労災保険の給付などの業務を行っています。

労災保険給付

(支援概要)

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等において、労働者やその遺族のために、必要な保険給付等を行っています。具体的には、保険給付の申請・相談等に対応し、調査の上、労災保険の給付等を行います。

労働基準監督署の連絡先等 (愛知県内の労働基準監督署 (ファイル7 参考資料3 参考3.16))

所在地 電話	労働基準監督署の管轄区域及び所在地 : https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/kantoku/kantoku.html
参考資料	愛知労働局HP : https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/home.html

(36)公共職業安定所(ハローワーク)

(組織の紹介)

職業安定法に基づいて全国に設置される国の行政機関で、職業紹介、雇用対策、雇用保険制度運営等を行っています。

就職支援

(支援概要)

個々の求職者に対する職業相談を通じて、求職者の置かれた状況に応じたきめ細やかな就職支援を行っています。

ハローワークの連絡先等（愛知県内の公共職業安定所（ファイル7 参考資料3 参考3.17）

所在地 電話	ハローワークの所在地、管轄一覧： https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-hellowork/list.html
参考資料	愛知ハローワークHP： https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-hellowork/home.html

(37)総合労働相談コーナー

(組織の紹介)

全国の都道府県労働局、労働基準監督署庁舎内に設置され、労働問題に関する相談、情報の提供等のワンストップサービスを実施しています。

相談業務

(支援概要)

労働条件、募集・採用等労働問題に関する様々な分野についての相談を、専門の相談員が面談・電話で受け付けています。裁判所、地方公共団体等他の紛争解決機関の情報も提供します。

総合労働相談コーナーの連絡先等（愛知県内の総合労働相談コーナー（ファイル7 参考資料3 参考3.15）

所在地 電話	総合労働相談コーナーの案内： https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/roudoukyoku/kanren_shisetsu/sougou_roudou_soudan/sougouroudouannai.html
参考資料	愛知労働局HP： https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/home.html

(38)独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛知支部 中部職業能力開発促進センター

(組織の紹介)

高齢者の雇用の確保、障害者の職業的自立の推進、求職者をはじめとする労働者の職業能力の開発及び向上のために総合的な支援を行っています。

(事業内容)

1. 高齢者雇用の支援
高齢者雇用に関する相談・援助
高齢者雇用に関する助成金の受付
2. 障害者雇用の支援
障害者雇用納付金の申告・申請の受付
障害者雇用に関する助成金の受付

障害者職業生活相談員資格認定講習

地方アビリンピックの開催

3. 職業能力開発の支援

求職者支援訓練の認定申請

民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修の実施

4. 障害者の方への相談・援助

事業者の方への相談・援助

職場適応のためのジョブコーチによる支援

うつ病等で休職している方へのリワーク支援

関係機関の支援者の方への研修等

5. 職業能力開発の支援

離職者訓練（アビリティコース）の実施

在職者訓練（能力開発セミナー）の実施

生産性向上支援訓練の実施

従業員の能力開発に関する相談・援助

民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修の実施

高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛知支部 中部職業能力開発促進センターの連絡先等

所在地	〒485-0825 愛知県小牧市下末 1636-2
電話/FAX	Tel.0568-79-0511 FAX0568-79-0514
参考資料	HP : https://www3.jeed.go.jp/aichi/poly/ 高齢・障害・求職者雇用支援機構HP https://www.jeed.go.jp/

(39) 公共職業能力開発施設

(施設の紹介)

労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及び知識を習得できるように、国及び都道府県が設置した施設です。

(事業概要)

離職者を対象にした、早期再就職をはかるための職業訓練（短期課程訓練）など
愛知県内の公共職業能力開発施設の連絡先等

名古屋高等技術専門学校	〒462-0023 愛知県名古屋市北区安井二丁目 4-48 Tel.052-917-6711 FAX052-917-6331
名古屋高等技術専門学校窯業校	〒489-0965 愛知県瀬戸市南山口町 538 Tel.0561-21-6666 FAX0561-21-6199
三河高等技術専門学校	〒444-0802 愛知県岡崎市美合町字平端 24 Tel.0564-51-0775 FAX0564-52-4568
三河高等技術専門学校東三河校	〒441-1231 愛知県豊川市一宮町上新切 33-4 Tel.0533-93-2018 FAX0533-93-4267
愛知障害者職業能力開発校	〒441-1231 愛知県豊川市一宮町上新切 33-14 Tel.0533-93-2102 FAX0533-93-6554
中部職業能力開発促進センター	〒485-0825 愛知県小牧市下末 1636-2

(ポリテクセンター中部)	TEL0568-79-0512 FAX0568-4779-0677
中部職業能力開発促進センター名古屋港湾労働分所(ポリテクセンター名古屋港)	T 455-0844 愛知県名古屋市港区潮風町3 TEL052-381-2775 FAX052-383-3321

(40)障害者就業・生活支援センター

(組織の紹介)

就職を希望している、又は在職中の障害のある方が抱える課題に応じ、雇用、福祉等の関係機関と連携し、就業及びこれに伴う生活面の一体的な相談・支援を、知事の指定する社会福祉法人等が行っています。

(支援概要)

- ・就業、生活上の相談
- ・求職活動支援
- ・職業準備訓練、職場実習あっせん
- ・就職後のアフターフォロー
- ・公共職業安定所、社会福祉施設、医療施設を始めとする関係機関との連絡調整

障害者就業・生活支援センターの連絡先等

施設の名称	設置場所	連絡先
なごや障害者就業・生活支援センター	名古屋市北区大曾根 2-9-25	052-908-1022
豊橋障害者就業・生活支援センター	豊橋市岩崎町字長尾 119-2	0532-69-1323
知多地域障害者就業・生活支援センター 「といろわーく」	半田市雁宿町 1-22-1 (瀧上工業雁宿ホール内)	0569-84-7500
西三河障害者就業・生活支援センター 「輪輪 (りんりん)」	岡崎市舞木町字小井沢 4-1	080-3064-7798
尾張西部障害者就業・生活支援センター 「すろーぷ」	一宮市大和町馬引字郷裏 41 ハイツノダコウ 102	0586-85-8619
尾張北部障害者就業・生活支援センター 「ようわ」	春日井市坂下町 4-295-1	0568-88-5115
尾張東部障害者就業・生活支援センター 「アクト」	名古屋市名東区梅森坂 3-3607 ネットワークひまわり 1階	052-709-3891
西三河北部障がい者就業・生活支援センター	豊田市栄町 1-7-1	0565-36-2120
海部障害者就業・生活支援センター	津島市天王通り 6-1 六三ビル 1階 102	0567-22-3633
東三河北部障害者就業・生活支援センター 「ウィル」	新城市矢部字本並 48	0536-24-1314

尾張中部障害者就業・生活支援センター	名古屋市西区八筋町 260 ITALIAN 第三平松マンション 501	052-908-2540
西三河南部西障害者就業・生活支援センター 「くるくる」	刈谷市新栄町 7-73 フラワービル 3 階	0566-70-8020

(41)配偶者暴力相談支援センター(愛知県・名古屋市)

(組織の紹介)

配偶者（同居の交際相手や元配偶者等を含む、以下同じ）からの暴力の被害者に対して相談や関係機関の紹介、被害者や同伴家族の一時保護、被害者の自立支援を行う上で中心的な役割を果たす施設です。各都道府県の女性相談支援センターなどの施設が配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。また、市町村が設置することもあります。

相談業務等

(支援概要)

配偶者からの暴力に関する相談業務を行い、関係機関・団体の紹介や保護命令制度、シェルター等に関する情報提供、利用の援助を行います。

カウンセリング (県が実施)

(支援概要)

配偶者からの暴力により精神的被害を受けた被害者に対し、カウンセリングを実施しています。

緊急時における安全の確保及び一時保護 (一時保護は県が実施)

(支援概要)

被害者や同伴者の緊急時における安全の確保と一時保護を行います。緊急時における安全の確保は、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間、適当な場所にかくまったり避難場所を提供するものです。また、一時保護は被害者本人の意思に基づき、適当な寄宿先がなく、被害が及ぶことを防ぐために緊急の保護が必要と認められる場合、短期間の生活支援が有効である場合等に行うものです。

自立支援

(支援概要)

自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等についての情報提供等の援助を行っています。

配偶者暴力相談支援センター（愛知県女性相談支援センター）の連絡先等

所在地	〒461-0016 愛知県名古屋市東区上堅杉町 1 ウィルあいち内
電話/FAX	TEL052-962-2600 FAX052-962-2627
電話相談	相談時間：平日 9:00～21:00、土・日 9:00～16:00（祝日・年末年始は休み） ※施設メンテナンスにより一部月曜日に休みの場合有り TEL052-962-2527

面接相談 (予約制)	電話相談の後、必要に応じて行います。 相談時間：火～日 9：00～17：00（水は 20：30 まで）（月・祝日・年末年始は休み）
弁護士による 相談	法律相談 電話相談の後、必要に応じて予約をします。 相談時間：月 14：00～16：00（祝日・年末年始は休み） ※施設メンテナンスにより一部月曜日に休みの場合有り DV 専門電話相談 法律的な相談は、こちらをご利用ください。 相談時間：月 14：00～15：30（祝日・年末年始は休み） ※施設メンテナンスにより休みの場合有り TEL052-962-2528
駐在室に おける相談	相談時間：平日 9：00～17：00（祝日・年末年始は休み） 各駐在室（各福祉相談センター内（参考 3. 10））
町村への 出張相談※	町村の相談場所・曜日・時間は、センターのホームページから確認してください。
参考資料	○県女性相談支援センターHP： https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chiikifukushi/0000012699.html ○配偶者からの暴力被害者支援情報（内閣府HP）： http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html

名古屋市配偶者暴力相談支援センターの連絡先等

所在地	—
電話相談	TEL052-351-5388 月～金（年末年始・祝日除く）10：00～17：00
参考資料	○名古屋市配偶者暴力相談支援センターHP

(その他)

県女性相談支援センターの町村への出張相談とは別に、市町村が設けている相談窓口もあります。また、民間組織の相談窓口もあります。

- ・市町村：ファイル 6 参考資料 2 No.13
- ・民間組織：県女性相談支援センターHP に紹介があります。または、愛知県福祉局福祉部地域福祉課生活困窮者支援グループにお尋ねください。（TEL052-954-6627）

(42) 女性センター/男女共同参画センター(愛知県・市)

(組織の紹介)

女性センターや男女共同参画センターは、都道府県、市町村が自主的に設置している施設で、男女共同参画に関する情報提供、女性グループや団体の自主的活動の場の提供、相談、調査研究等多様な活動を行っています。

相談業務等

(支援概要)

主に女性に対し、相談員による電話相談や面接相談などを行っています。法律相談や医療相談など、弁護士や医師が相談に応じる専門窓口もあります。

起業支援

(支援概要)

女性のための起業に関する相談を行っています。

DV相談等各種相談事業を実施する女性センター／男女共同参画センターの連絡先等

愛知県女性総合センター (ウィルあいち)	〒461-0016 愛知県名古屋市東区上堅杉町1 ※ウィルあいち内の愛知県女性相談支援センターで相談事業を実施 詳細は(41)配偶者暴力相談支援センター、愛知県女性相談支援センターを参照
名古屋市男女平等参画推進センター(イーブルなごや)	〒460-0015 愛知県名古屋市中区大井町7番25号 TEL052-339-0332 FAX052-339-0340 ○電話相談及び面接相談(面接相談は予約制)・専門相談(予約制) 月・火・金・土・日(休室日を除く)10:00~16:00 水(休室日を除く)10:00~13:00、18:00~20:00 TEL052-321-2760 ※休室日:毎週木、祝日、年末年始 ○LINE相談 月(休室日を除く)13:00~16:00 水(休室日を除く)17:00~20:00 ○専門相談(予約制:面接相談の後、必要に応じて利用できます) 法律相談(人権侵害相談:DV、セクシュアル・ハラスメントなど) こころとからだの相談、カウンセリング事業 ○グループプログラム DV理解と心のセルフケア講座 年6回程度開催
豊橋市男女共同参画センター (パルモ)	〒441-8075 愛知県豊橋市神野ふ頭町3-22 ライフポートとよはし TEL0532-33-2800 FAX0532-33-2810 ○女性のための悩みごと電話相談 毎週月~土 9:00~15:00(休み:日・祝日、休館日) TEL0532-33-3098 ○女性のための悩みごと面接相談(要予約・定員2名) 毎月第2・4金 13:30・14:40 予約受付:TEL0532-33-2822(9:00~15:00) ○法律相談(女性の弁護士・奇数月第3金・要予約) 相談時間 13:30~15:30 1人30分 予約受付:TEL0532-33-2822(9:00~15:00)
岡崎市市民活動総合支援センター	〒444-0059 愛知県岡崎市康生通西4-71 岡崎市図書館交流プラザ TEL0564-23-3241 FAX0564-23-3165 ○DV・女性相談(電話・面接)(面接相談は原則要予約) 水曜以外(祝日含む)10:30~16:30 TEL0564-23-3241 ○女性のための法律相談(要予約) 第2,4火・土曜(祝日含む)14:00~16:00 TEL上記電話相談ダイヤル

春日井市青少年女性センター (レディヤンかすがい)	〒486-0844 愛知県春日井市鳥居松町二丁目 247 レディヤンかすがい TEL0568-85-4188
	○女性の悩み相談(電話・面接(面接は、要予約)) 火～金 13:00～16:30 TEL0568-85-7871 ※祝休日、年末年始は除く
とよた男女共同参画センター (キラ☆とよた)	〒471-0034 愛知県豊田市小坂本町一丁目 25 豊田産業文化センター2階 TEL0565-31-7780 FAX0565-31-3270
	○女性のための相談室クローバーコール 火・木・金・土 10:00～16:00、水 10:00～13:00 16:00～19:00 (年末年始・祝日は休み) TEL0565-33-9680
大府市石ヶ瀬会館 (ミューいしがせ)	〒474-0035 愛知県大府市江端町四丁目 1 TEL0562-48-0588 FAX0562-44-9144
	○電話相談 休館日を除く毎日 9:00～16:30 ※休館日(原則第2・4月、8/13.14.15、12/28～1/4) ○面接相談(要予約) 第1・3月 10:00～16:20 TEL0562-44-9117 ○メール相談 メールアドレス misigase_sodan@ma.medias.ne.jp ※返信には一週間程度かかることがある
知多市男女共同参画センター	〒478-0065 愛知県知多市新知東町二丁目 7-2 TEL/FAX0562-56-6305
	○女性のためのカウンセリング(要予約) 毎月第1～4木 第1・3木 10:00～16:30 第2・4木 13:30～20:20 相談時間 1人50分、定員1日5人 TEL0562-56-6305(予約:火～日9:00～17:00)

(43)女性相談支援センター(愛知県女性相談支援センター)

(組織の紹介)

都道府県に設置されており、女性の抱える様々な問題に関する相談業務、カウンセリング、一時保護等を実施しています。配偶者(同居の交際相手や元配偶者等を含む、以下同じ)からの暴力被害者を支援する配偶者暴力相談支援センターの機能を果たし、多くの都道府県で中心的役割を担っています。また、人身取引被害者の保護も行っています。

相談業務

(支援概要)

国籍、年齢を問わず、各般の問題を抱えた女性からの相談に応じ、緊急時の安全確保や、心身

の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な支援を行うほか、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用、また居住して保護を受けることができる施設の利用等についての情報提供や助言、関係機関との連絡調整を行い、困難な問題を抱える女性の自立した生活等を支援します。

配偶者からの暴力被害者に対しては、保護命令の制度利用の支援等も行います。

(対象要件等)

- ・配偶者からの暴力、経済的困窮、予期せぬ妊娠等様々な困難な問題を抱える女性

一時保護

(支援概要)

一時保護は、本人の同意の上、施設入所する前や短期間の入所支援をする場合等に行います。

配偶者からの暴力被害者等については、本人の意思に基づき、適当な寄宿先がなく、被害が及ぶことを防ぐために緊急の保護が必要と認められる場合、短期間の生活支援が有効である場合等に行われます。

一時保護期間中は、入所者と同伴家族の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な支援その他の必要な支援を行うとともに、入所者と同伴家族の安全、安心の確保に努めています。

なお、厚生労働大臣が定める基準を満たす者（施設や民間団体）に委託することもあります。

※一般生活にかかる費用については、負担の必要はありません。（衣食その他日常生活に必要なものを給付します。）ただし、甘味飲料水等の嗜好品は、自己負担となります。

(対象要件等)

- ・配偶者やその他家族等からの暴力を受けた方
- ・ストーカー被害に遭われた方
- ・人身取引の被害を受けた方
- ・帰宅先がない、または帰宅することで心身に有害な影響を与えるおそれがある方
- ・心身の健康確保及び関係機関による回復に向けた支援につなぐために保護が必要と認められる方
- ・その他、生命または心身の安全確保のため保護が必要と認められる方

(44)女性自立支援施設

(組織の紹介)

都道府県や社会福祉法人などが設置している施設で、配偶者（同居の交際相手や元配偶者等を含む、以下同じ）からの暴力被害者、家庭環境の破綻や生活の困窮など様々な事情により社会生活を営む上で困難な問題を抱えている女性を保護し、心身の健康の回復を図るための医学的・心理学的な支援や、自立の促進のための生活支援、退所後の相談等の支援等を行っています。

女性と同伴家族の保護

(支援概要)

入所期間中は、本人の心身の健康を回復、生活基盤の安定化、自立生活に向けた様々な支援を

行うとともに、入所者の安全、安心の確保に努めています。

希望者に対しては、退所後の生活支援を定期的に行っています。

※一般生活にかかる費用については、負担の必要はありません。（衣食その他日常生活に必要なものを給付します。）ただし、甘味飲料水等の嗜好品は、自己負担となります。

(対象要件等)

- ・配偶者からの暴力や、経済的困窮、予期せぬ妊娠等様々な困難な問題を抱える女性で、保護を必要とすると認められる方

(相談先) 女性相談支援センター (P. 98)

(45)民間シェルター

(組織の紹介)

配偶者や交際相手などからの暴力を受けた被害者が、加害者から緊急一時的に避難できる施設です。被害者の緊急一時的な保護のみならず、相談への対応、被害者の自立に向けた付添い支援等被害者に対する様々な援助を行っています。民間シェルターは被害者の安全の確保のため、所在地が非公開になっています。

緊急一時保護等

(支援概要)

被害者が安心して一時的に滞在できる宿泊場所を提供しています。相談への対応のほか、行政窓口、裁判所、医療機関などへの付添い支援、就業や引越しのサポート、自助グループなども行っています。

※宿泊する際には、利用料が必要です。

(問合せ先) 配偶者暴力相談支援センター (P. 95)

(46)性暴力救援センター日赤なごや なごみ (日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院)

(組織の紹介)

性暴力救援センター日赤なごやなごみ (通称なごみ) は病院拠点型ワンストップ支援センターとして、医療、司法、行政にまたがる多機関多職種が連携、協働しながら総合的な支援を行います。被害直後から中長期、回復まで可能な限り1か所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、被害の潜在化を防ぎ被害によるダメージからのより早い回復につなげることをめざしています。

なごみには専門的な研修を受けた支援員(アドボケーター)と性暴力被害者支援看護師(SANE)、医療ソーシャルワーカー(MSW)等が24時間体制でホットラインに対応し、性暴力被害者に寄り添いながら総合的な支援を提供しています。被害状況に応じて被害直後の診察、緊急避妊薬投与、性感染症検査、妊娠への対応などの緊急医療支援、相談やカウンセリング等の心理的支援、捜査関連等の法的支援、生活支援を提供します。また、被害者の意思を尊重し、各行政機関はじめ地域の医療機関や弁護士やNPO法人等の関連機関と連携しながら、より望ましい支援を行います。

(相談先) 052-835-0753 年中無休 24時間体制

(47)児童相談所(愛知県・名古屋市)

(組織の紹介)

18歳未満の子どものあらゆる問題について相談に応じる機関です。一義的な子どもにかかわる相談を受け付ける市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、養護性が高く、より専門的な判断が求められる相談については児童相談所が対応します。

相談業務

(支援概要)

児童虐待や育児の悩み等について、保護者や子どもからの相談に対応しています。必要な場合は子どもを一時保護したり、施設に措置したりします。

※児童相談所虐待対応ダイヤルTel189 を利用し、所管の児童相談所などに電話をかけることができます。

※名古屋市以外にお住まいの方：

愛知県の児童・障害者相談センター又は児童相談センター（ファイル7 参考資料3 参考3.10）

電話相談（子ども・家庭110番）

相談時間 月曜日～金曜日午前9時～午後5時（祝日・年末年始休み）

Tel052-953-4152

※名古屋市内にお住まいの方：

○名古屋市中心児童相談所又は西部児童相談所又は東部児童相談所

（ファイル7 参考資料3 参考3.10）

○なごやっ子SOS(子どもの虐待に関する電話相談)

Tel052-761-4152（よいこに）

年中無休24時間体制

(48)児童家庭支援センター

(組織の紹介)

虐待や非行等の子どもの福祉に関する問題について、子ども、母子家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行っています。また、保護を必要とする子どもや保護者に対して指導を行うとともに児童相談所等との連携・連絡調整を行っています。

相談業務

(支援概要)

虐待や非行等、子どもの福祉に関する問題について、子どもやその保護者、母子家庭等からの相談に応じ必要な助言を行っています。

子ども家庭支援センターさくら	〒457-0014 愛知県名古屋市南区呼続四丁目26-37 児童養護施設名古屋養育院内 Tel052-821-7867 FAX052-821-7869 HP : http://syoutokukai.or.jp/sakura/
----------------	--

(49)乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設

(組織の紹介・支援概要)

○ 乳児院

親の死亡や病気・家出・虐待など様々な事情で家庭での養育が困難な乳児（特に必要のある場合、幼児も含む。）を入所させて養育し、退所後も相談等の援助を行うことを目的とする施設です。

○ 児童養護施設

保護者のない子ども、虐待されている子どもその他環境上養護を必要とする子どもを入所させ養護し、退所した後も相談や自立のための援助を行うことを目的とする施設です。

○ 児童自立支援施設

不良行為などにより、生活指導等を要する子どもを入所または通所させ、個々の子どもの状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、退所した後も必要な相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

○ 児童心理治療施設

家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった子どもを短期間入所させ、または保護者の下から通所させ、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

種別\施設数	区分	愛知県所管	名古屋市所管
乳児院	公立	—	1
	私立	5	3
児童養護施設	公立	—	1
	私立	22	12
児童自立支援施設	公立	1	1
児童心理治療施設	公立	—	1
	私立	2	—

(令和8年4月1日現在)

(相談窓口) 児童相談所 (P. 101)

(50)母子生活支援施設

(組織の紹介)

経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援することを目的とした施設です。入所の申込みは、居住地の福祉事務所に対して行うことになります。また、申込みについては、母子からの依頼に基づいて、母子生活支援施設が母子の代わりに行うこともできます。

緊急母子一時保護

(支援概要)

経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援します。

※都道府県等が所得の状況に応じて定める金額を負担していただくことになります。

(対象要件等)

以下に該当し、かつその児童の監護を十分に果たすことができない女子とその児童

- ・夫との死別・離婚や夫の失踪等により、現在夫がいない女子
- ・配偶者の暴力から母子で逃れており、婚姻の実態が失われている女子

種別\施設数	区分	愛知県所管	名古屋市・中核市所管
母子生活支援施設	公立	—	3
	私立	3	6

(入所申込み) 居住地の福祉事務所 (P. 85)

(51)ファミリー・サポート・センター(市町村)

(組織の紹介)

「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」を会員として、子育てを地域で互いに助け合う組織です。ファミリー・サポート・センターでは、会員登録の受付や、会員間の援助に関する連絡調整等を実施しています。愛知県内では、48 か所 (49 市町村) が活動中です。

各種サポート

(支援概要)

主に以下の支援をしています。

- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。

※利用料が必要です。

(対象要件等)

登録をした会員

(登録のための窓口)

ファミリー・サポート・センター (ファイル7 参考資料3 参考 3.18) 又は市町村 (ファイル6 参考資料2 No.38)

(52)教育委員会(愛知県・市町村)

(組織の紹介)

児童生徒が犯罪被害者になった場合に、学校や関係機関との連携を図り、必要な支援を行っています。また、災害や事件・事故などへの対応として、緊急的にスクールカウンセラー（臨床心理士等）を配置する事業を行っています。

相談業務

愛知県教育委員会関係の相談窓口等

愛知県教育委員会 あいちの学び 推進課	〒460-8534 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 家庭教育相談 TEL052-961-0900 月～金（祝日、年末年始を除く）9時～16時
愛知県教育委員会 義務教育課	〒460-8534 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 ○子どもSOS ほっとライン24 TEL0120-0-78310(IP電話の一部からはつながりません) 24時間 年中無休 ○SNS相談窓口「あいちこども相談」 対象者：愛知県内公立小中学校の小学4年生～中学3年生の児童生徒 毎週火・木・日曜日の午後4時～午後10時 （5月の大型連休前後、夏休み明け前後、冬休み明け前後は、毎日相談できます） LINE ID: @aichi-kodomosoudan
愛知県総合教育 センター	〒444-0802 岡崎市美合町字並松1番80 ○教育相談（面接相談（電話予約）・電話相談） 月曜日～金曜日 9時～17時（受付時間は16時30分） 子ども支援課こころの支援グループ TEL0564-83-9743 子ども支援課発達支援グループ TEL0564-83-9754
公益財団法人 愛知県教育・スポーツ 振興財団	〒460-0007 愛知県名古屋市中区新栄一丁目49番10号 TEL052-242-1588 FAX052-241-9103 ○「教育相談こころの電話」 10時～22時（年末年始を除く） TEL052-261-9671 ○面接相談事業（発達障がい及び不登校関連の講座、講演、セミナー、 集団カウンセリング） 事前に申込が必要（教育振興課 面接相談担当） TEL052-242-1588 FAX052-241-9103

名古屋市教育委員会関係の相談窓口等

教育センター	〒456-0031 愛知県名古屋市中区熱田区神宮三丁目6-14 子ども教育相談 「ハートフレンドなごや」 ○電話相談 総合相談ダイヤル 052-683-8222 月～金曜日 9時30分～19時 土曜日 9時30分～12時
--------	---

	<p>○メール相談（随時） 子ども教育相談「ハートフレンドなごや」のウェブページから相談 できます。（返信するまでに数日かかることもあります。）</p> <p>○来所相談〔予約制〕 月～金曜日 9時30分～17時 来所相談予約専用ダイヤル 052-683-6415 （受付時間9時30分～17時）</p>
--	---

（市町村教育委員会の窓口等）市町村の業務担当・連絡先一覧No.40

(53)小・中・義務教育学校・高等学校

（組織の紹介）

在籍する児童生徒が犯罪被害者となった場合に、教職員による支援を行うとともに、臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーによるカウンセリングを行い、児童生徒やその保護者の心のケアに努めます。

スクールカウンセラー

（支援概要）

全ての公立小中学校及び義務教育学校と、県立高等学校・県立特別支援学校にスクールカウンセラーが配置されています。

（名古屋市は全市立幼稚園・小・中・高等学校・特別支援学校に配置）

学校においては、スクールカウンセラーが児童生徒や保護者のカウンセリングを行っており、災害や事件・事故などが起きた場合には、状況に応じて、災害や犯罪の被害児童生徒の心のケアを行います。

(54)独立行政法人 日本スポーツ振興センター(名古屋支所)

（組織の紹介）

独立行政法人日本スポーツ振興センターはスポーツの振興と児童生徒等の健康の保持増進を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的としております。

災害共済給付事業部において東京を始めとする全国5か所（仙台、名古屋、大阪、広島、福岡）に所在する各事務所において、学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行っています。

また、これらの事故災害の発生を未然に防止し、児童生徒等の安全を確保するため、災害共済給付業務を通じて得られた災害事例等の分析結果や関連情報の提供等を行う学校安全支援に関する業務も併せて行っています。

災害共済給付

(制度の概要)

センターと学校の設置者との契約（災害共済給付契約）により、学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものです。その運営に要する経費を国、学校の設置者及び保護者（同意確認後）の三者で負担する互助共済制度です。

(対象要件等)

- ・災害共済給付に関するお問い合わせについては、下記連絡先までお願いします。

日本スポーツ振興センター名古屋支所の連絡先等

所在地等	災害共済給付事業部名古屋給付課 〒450-0001 愛知県名古屋市東区那古野一丁目4-7-1 名古屋国際センタービル16階 TEL052-533-7822 FAX052-562-0688 問合せ時間 8:30～17:15(土日祝日、年末年始を除く)
参考資料	○日本スポーツ振興センターHP： https://www.jpnsport.go.jp/

(55)交通事故相談所(愛知県県民相談・情報センター及び県民相談室)

(組織の紹介)

交通事故で被害を受けた方の抱える様々な問題について、専任の交通事故相談員が、相談を受け付け、公正な立場から助言や問題解決の支援を行っています。

相談業務

(支援概要)

損害賠償請求、示談の進め方等について、面接、電話等での相談を受け付けています。問題解決のための助言や、必要に応じて関係機関の紹介を行っています。

(窓口) 愛知県県民相談・情報センター及び県民相談室（ファイル7 参考資料3 参考3.1）

交通事故相談を行う市町村 市町村の業務担当・連絡先一覧No.43

(56)愛知県交通安全活動推進センター(一般財団法人愛知県交通安全協会)

(組織の紹介)

愛知県公安委員会の指定を受けた法人であり、交通事故被害者等のために交通事故相談に応じています。

交通事故相談活動

(支援概要)

交通事故の交通相談に応じ、適切な助言をしています。

愛知県交通安全協会の連絡先等

所在地	〒462-0021 名古屋市北区成願寺一丁目6-50
電話	TEL052-981-7587

(57)公益財団法人 日弁連交通事故相談センター(愛知県内の相談所)

(組織の紹介)

全国の弁護士会が協力する交通事故専門の相談対応組織で、愛知県内に名古屋相談所・岡崎相談所・豊橋相談所・一宮相談所・半田相談所の5か所を設けています。ここでは弁護士による交通事故の損害賠償額の算定や過失割合などの民事上の法律問題の相談・示談あっせんを無料で行っています。

面接相談

(支援概要)

弁護士が各相談所において、無料で30分間、損害賠償額の算定、過失割合、加害者側との交渉のやり方などについて、面接相談を行います(予約制)。

交通事故において特に解決困難な「高次脳機能障害」(記憶力・集中力・判断力等が低下し、人格変化が生じるような障害)についても、高次脳機能障害面接相談として無料相談を行っています。

各相談所の電話番号(ファイル7 参考資料3 参考3.6)

(対象要件等)

自賠責保険に加入することを義務づけられている車両(自動車損害賠償保障法第2条第1項)による国内での事故。例外として、「自転車による加害事故」や「物損事故」についても相談をお受けします。ただし、行政処分や刑事処分についての相談は対象外です。

電話相談

(支援概要)

通話料・相談料無料。月～金(祝日を除く)の10:00～19:00に下記電話相談専用番号へ電話をおかけください。ただし、事故状況等を十分に把握できない恐れがありますので、簡単な事故相談に限ります。相談できる時間は10分程度です。(通話料は相談者の負担です。)

電話相談専用番号 0120-0783-25

(対象要件等)

面接相談と同様。

示談あっせん

(支援概要)

損害賠償の交渉で相手方と話し合いがつかないときに、当センターの弁護士が間に入り、公平・中立な立場で示談が成立するようお手伝いします。早期に適正な賠償額での解決に努めています。

まず、示談あつせんの申込に先立って、上記の無料面接相談を受けていただき、示談あつせんに適する事案かを弁護士が判断した上、適すると判断した場合に示談あつせんの申込手続をしていただきます。

(窓口) 日弁連交通事故相談センター愛知県内の相談所 (ファイル7 参考資料3 参考3.6)

日弁連交通事故相談センターHP : <http://www.n-tacc.or.jp/>

(58)公益財団法人 交通事故紛争処理センター(名古屋支部)

(組織の紹介)

交通事故の紛争の適正な処理に資する活動を行い、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的として全国に11か所の拠点を設け活動しています。当事者間において、損害賠償などの問題について解決が図れないときに、公正・中立の立場で、無償で紛争解決の支援を行います。

法律相談・和解のあつせん

(支援概要)

交通事故に遭われた方の面接相談を行い、弁護士や法律の専門家による交通事故の相談・和解のあつせん、審査を行います。

(対象要件等)

電話予約の際に案内します。 <http://www.jcstad.or.jp/guidance/flow/step1/#denwayoyaku>

(電話予約：月～金(祝日、年末年始を除く)9:00～17:00)

公益財団法人 交通事故紛争処理センター名古屋支部の連絡先等

所在地	〒450-0003愛知県名古屋市中村区名駅二丁目14-19住友生命名古屋ビル24階
電話/FAX	Tel.052-581-9491 FAX052-581-9493
参考資料	交通事故紛争処理センターHP : http://www.jcstad.or.jp/

(59)一般社団法人 日本損害保険協会(そんぽADRセンター)

(組織の紹介)

日本損害保険協会では、全国2か所に「そんぽADRセンター」を設置し、専門の相談員が、損害保険や交通事故に関するご相談に対応しています。また、保険業法に基づく指定紛争解決機関(金融ADR機関)として、損害保険会社とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決の支援(和解案の提示等)を行っています。交通事故被害者からのご相談や苦情等にも対応しています。

苦情解決手続・紛争解決手続

(支援概要)

苦情解決手続では、苦情の内容を損害保険会社に通知して、当該損害保険会社に対応を求めます。紛争解決手続では、お申立ての内容に関して利害関係がなく、かつ専門的な知識・経験を有する

弁護士、消費生活相談員、学識経験者等を手続実施委員として選任して、和解案の提示等を行います。(和解の見込みがないために手続終了となる場合など、和解案が提示されないこともあります。)

(対象要件等)

苦情解決手続・紛争解決手続の対象は、協会との間で手続実施基本契約を締結している保険会社に関するものに限られます。

一般社団法人 日本損害保険協会 (そんぽADRセンター) の連絡先等

所在地	〒101-0063 千代田区神田淡路町 2-105 ワテラスアネックス 7 階 (ADR 東京) 〒541-0041 大阪市中央区北浜 2-6-26 大阪グリーンビル 9 階 (ADR 近畿)
電話	03-4332-5241 (全国共通)
参考資料	日本損害保険協会HP : https://www.sonpo.or.jp/

(60)一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

(組織の紹介)

自賠責保険金・共済金の支払について、支払の適正化を図ることを目的として国から指定された紛争処理機関であり、被害者や自賠責保険・共済の加入者と保険会社・共済組合との間で生じた紛争に対して、公正かつ適確な解決を目指し、支払内容について調停事業を行っています。

また、交通事故の被害者等からの相談対応の事業も行っています。

紛争処理

(支援概要)

交通事故の当事者や保険会社・共済組合から提出された書類などを、弁護士、医師、学識経験者からなる紛争処理委員が支払内容について審査し、調停(紛争処理)を行っています。

※ 紛争処理に当たっての費用は原則として無料です。

(対象要件等)

交通事故の当事者(死亡事故の場合はご遺族)又はその代理人

相談業務

(支援概要)

交通事故の被害者等からの相談に対応しています。

(対象要件等)

自賠責保険金・共済金の支払に関する事項に限ります。

自賠責保険・共済紛争処理機構の連絡先等

電 話	フリーダイヤル 0120-159-700 受付時間：午前9時～12時 午後1時～5時
参考資料	自賠責保険・共済紛争処理機構HP： http://www.jibai-adr.or.jp/

(61)独立行政法人 自動車事故対策機構(NASVA ナスバ)(名古屋主管支所)

(組織の紹介)

『めざすのは、自動車事故ゼロの社会。』ナスバは、自動車事故被害者を「支える」、自動車事故を「防ぐ」、自動車事故から「守る」の3つの業務を一体的に実施している自動車事故対策の専門機関です。

介護料支給

(支援概要)

自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事、排泄など日常生活動作について常時又は随時介護が必要な状態の方に支給します。

(対象要件等)

下記のいずれかに該当する方

- ①自賠責保険において、後遺障害等級が自動車損害賠償保障法施行令別表第1の第1級1号又は2号、第2級1号又は2号の認定を受けている方
- ②自損事故等により自賠責保険による後遺障害等級の認定を受けていない方(後遺障害認定通知書を紛失された方を含む)であって、次の要件を満たす方
 - ・①と同程度の障害を受けたと認められる方
 - ・事故後18か月以上が経過し症状が固定したと認められる方
- ③平成12年12月以前に自賠責保険において、後遺障害等級として「併合1級」(脳損傷の認定を受けた方に限ります。)と認定された方

生活資金貸付

(支援概要)、(対象要件等)

自動車事故による被害者の方に対して次の貸付を行っています。

- ・交通遺児等貸付(無利子)

自動車事故により死亡または重度の後遺障害が残った方の子に対する貸付

相談業務

(支援概要)、(対象要件等)、(専門窓口)

- ・介護料受給資格を有する方を対象に在宅介護等に関する相談に応じています。
- ・交通遺児等の家庭からのお問い合わせや身近な生活全般にわたる問題の相談に応じています。

- ・交通事故に関する各種相談窓口、NASVAのサービスについて案内します。

NASVA交通事故被害者ホットライン 0570-000738

(土・日・祝日・年末年始を除く 10:00～12:00、13:00～16:00)

※ 通話料は負担していただきます。

療護施設

(支援概要)、(対象要件等)

自動車事故により脳損傷を生じ、重度の後遺障害が継続する状態にあり、入院の要件に該当する方に入院していただき、治療・看護・リハビリテーションを行う重度後遺障害者（遷延性意識障害者）専門の病院である療護施設を設置・運営しています。

療護施設への入院期間は概ね3年以内とし、入院の承認は、治療及び介護の必要性、脱却の可能性等を入院審査委員会において審議し、総合的に判断して行われます。

NASVA名古屋主管支所 本文以外の連絡先等

所在地	〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦1丁目18-22 名古屋ATビル8階
電話/FAX	Tel: 052-218-3017 FAX: 052-218-3018
参考資料	NASVA HP: https://www.nasva.go.jp

(62)公益財団法人 交通遺児等育成基金

(組織の紹介)

「交通遺児家庭の生活基盤の安定を図り、子供たちの将来を明るいものにしたい」という願いから、昭和55(1980)年8月に国と民間団体の協力によって設立された財団法人で、交通遺児等の育成事業を行っています。

育成基金の給付

(支援概要)

・交通遺児育成基金事業

自動車事故により保護者を亡くした満16歳未満の交通遺児が損害賠償金などの一部を拠出して基金に加入し、その拠出金に援助金を加えた育成給付金（非課税）を年金方式で給付する制度

・交通遺児等支援事業

自動車事故により死亡又は重度の障害を被り、そのため生計困難となった義務教育終了前の子がいる家庭への生活資金等を支給する制度。

交通遺児等育成基金の連絡先等

所在地	〒102-0083 東京都千代田区麹町四丁目5 海事センタービル7階
電話/FAX	Tel0120-16-3611 又は 03-5212-4511 FAX03-5212-4512 受付時間（事務対応時間）平日午前9時～午後5時
参考資料	交通遺児等育成基金HP: http://www.kotsuiji.or.jp/

(63)公益財団法人 交通遺児育英会

(組織の紹介)

教育の機会均等を図り、社会有用の人材を育成することを目的として、交通事故が原因で死亡した方や著しい後遺障害がある方の子女等のうち、経済的な理由で修学が困難な方に学資を貸与しています。

奨学金の貸与

(支援概要)

高等学校以上の学校に通うための学費を必要としている方に、奨学金を無利子で貸します。

(対象要件等)

保護者等が道路における交通事故で死亡、あるいは重い後遺障害のために働けず、経済的に修学が困難な生徒・学生であること。(申込時 29 歳までの方)

(専門窓口) 応募資料請求

0120-521286 (フリーダイヤル)、03-3556-0773 (奨学課・直通)

交通遺児育英会 本文以外の連絡先等

所在地	〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目 6-1 平河町ビル 3階
電話/FAX	TEL03-3556-0771 (代表) FAX03-3556-0775
参考資料	交通遺児育英会HP : https://www.kotsuiji.com/

(64)暴力追放運動推進センター(公益財団法人 愛知県暴力追放運動推進センター)

(組織の紹介)

都道府県公安委員会に指定された公益財団法人であり、暴力のない安全で明るく住みよい社会の実現を目指し、暴力団員及びこれに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)又は暴力団、準暴力団及びこれに類するその他の犯罪集団(以下「暴力団等」という。)による不当な行為と被害の防止を図ることを目的として設立された団体です。

暴力相談活動

(支援概要)

弁護士、少年指導委員、保護司、警察OBが、面談・電話等により、暴力団員等又は暴力団等による被害の防止、回復に向けたアドバイスを行っています。

見舞金の支給

(支援概要)

暴力団員等又は暴力団等の不当な行為により被害を受けた方に対して、見舞金の支給を行っています。但し、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律(昭和55年法律第36号)の規定により犯罪被害者等給付金の支給を受けることとなる方を除きます。

暴力団員を相手とした民事訴訟の支援活動

(支援概要)

暴力団事務所撤去訴訟や損害賠償請求訴訟に係る費用等の無利子貸付け等を行っています。

(対象要件等)

暴力団員等又は暴力団等を相手とする民事訴訟を提起し、又はしようとしている方等

愛知県暴力追放運動推進センターの連絡先等

所在地	〒466-0054 愛知県名古屋市昭和区円上町26番15号 愛知県高辻センター2階
電話/FAX	TEL052-883-3110 FAX052-883-2122
参考資料	○HP： https://www.boutsui-aichi.or.jp/ ○手引き：暴力団対応のてびき・暴力団対応のてびきQ&A

※令和8年5月27日定款変更に伴い、記載内容を変更しております。

(65)消費生活センター(愛知県・市町村等)

(組織の紹介)

消費者と事業者の間の商品やサービスの契約・解約のトラブルなど消費生活に関する相談について、解決のための助言、あっせん等、専門の相談員と一緒に考え、お答えします。

相談業務(電話又は来所)

(支援概要)

商品・サービスに関する契約トラブルや悪質商法による消費者被害、多重債務、製品事故等、消費生活上のトラブルについて、専門の相談員が解決のためのサポートをします。

(窓口) 愛知県消費生活総合センター(ファイル7 参考資料3 参考3.1)

市町村等の消費生活相談窓口(ファイル7 参考資料3 参考3.1)

(参考資料) 消費生活情報サイト あいち暮らしWEB

<https://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/>

国民生活センターHP <https://www.kokusen.go.jp/>

(66)金融ADR 指定紛争解決機関

(組織の紹介)

金融商品・サービスに係るトラブルを、金融機関(銀行・保険・証券会社等)に和解案等を示し、利用者保護を図る国指定の紛争解決機関です。

相談業務

(支援概要)

利用者からの申し立てにより、紛争解決手続を実施し、金融機関に紛争解決委員から和解案等

を示し、迅速・簡便・柔軟な紛争解決を図ります。

(窓口) 国金融庁指定紛争解決機関 (ファイル8 参考資料4 P.6)

(参考資料) 金融庁 金融ADR制度 : <https://www.fsa.go.jp/policy/adr/index.html>

(67)社会福祉法人愛知いのちの電話協会

(組織の紹介)

孤独や不安に苦しみ、悩んでいる方に電話やインターネット相談を通して心の支えになることを願い、良き隣人としての市民活動を行っています。

相談業務

(支援概要)

- 1 秘密は必ず守ります。
- 2 相談は匿名です。
- 3 お互いの宗教・思想・信条を尊重します。
- 4 相談は無料です。
- 5 電話相談員は一年間研修を受け、認定を受けたボランティアです。
- 6 必要なときにどこからでも相談することができます。電話をかけてきた利用者の悩みに寄り添い、共に考える姿勢で相談に応じます。

24時間365日無休です。

(相談電話) 052-931-4343 24時間。通話料金がかかります。

(ネット相談) 日本いのちの電話連盟ホームページから利用してください。

<http://www.inochinodenwa.org/>

(ナビダイヤルセンター) 0570-783-556 10時~22時

通話可能なセンターにつながります。通話料金がかかります。

(毎月10日 自殺予防いのちの電話) 0120-783-556 通話無料

社会福祉法人 愛知いのちの電話協会 本文以外の連絡先等

電話/FAX	Tel052-508-8381 FAX052-508-8384
参考資料	愛知いのちの電話協会HP : http://www.nagoya-inochi.jp

(68)自殺防止センター(ビフレンダーズあいち自殺防止センター)

(組織の紹介)

主に電話であなたの悩みを伺い、つらい気持ちを分かち合い、【心】に寄り添うことを目的とした活動を行っているボランティア団体です。

相談業務

(相談電話) 052-870-9090

(相談時間) 毎週 金曜日 20時~23時

(69)年金事務所

(窓口) 愛知県内の年金事務所 (ファイル7 参考資料3 参考3.19、ホームページから転載)

日本年金機構HP : <https://www.nenkin.go.jp>

(70)全国健康保険協会(愛知支部)

(連絡先) 〒450-6363 愛知県名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階

TEL052-856-1490 FAX052-856-1491 (ホームページから転載)

愛知支部HP : <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/aichi/>

(71)税務署

(窓口) 愛知県内の税務署 (ファイル7 参考資料3 参考3.20、ホームページから転載)

国税庁HP : <https://www.nta.go.jp/>